

【報文】

## 化学物質総合管理による能力強化策に関する研究 (その 13)

- 化審法改正時の国会附帯決議への対応の検証と今後の課題 -

Study on Strategies for Capacity Building of Integrated Chemicals  
Management (13)

-Verification of Dealing with the Diet's Supplementary Resolutions  
related to the Amended Kashinhou and Next Problems-

星川欣孝、増田優

お茶の水女子大学 ライフワールド・ウォッチセンター

Yoshitaka HOSHIKAWA, Masaru MASUDA

Ochanomizu University, Life World Watch Center

**要旨:** 化審法改正時の国会附帯決議への対応である二つの動きを検証した。一つは民主党の化学物質政策プロジェクト・チーム (民主党 PT) が提示した化学物質管理対策の今後の方向性と化学物質対策基本法 (仮称) 骨子案についての検証であり、もう一つは民主党 PT の活動に対する関係省庁の反応と経済産業省の国会附帯決議に関わる取り組みの検証である。その結果、民主党 PT が提示した基本法骨子案は化学物質の「環境」面の「規制」対策に偏った内容で、政府が直面している化学物質総合管理法制への変革に係る国際合意への対応を指向するものでないことが明らかになった。一方、民主党 PT の基本法骨子案に対する関係省庁の反応に関して国会附帯決議事項について具体的な検討を行っていない不作為の実態が裏付けられ、そしてその中において経済産業省の対応には課題に対して齟齬のあることが明らかになった。

そして政府が取り組むべき今後の課題として、度重なる国際合意に留意しつつ関係者を幅広く招集して、透明性の高い体制を整え、国会附帯決議への対応の方向性と取り組むべき課題の優先順位を明確にすべきことを提言する。

**キーワード:** 改正化審法、国会附帯決議、民主党、化学物質総合管理、国際合意

**Abstract:** The project team of the Democratic Party of Japan has recently published its basic thought and gist proposal of a fundamental law on safety measures for hazardous chemicals and tried to gather opinions from various social sectors. We present here the points of our opinions on its thought and the gist proposal and verify the opinions and related actions of the Ministry of Economy, Trade and Industry and other ministries against the gist proposal. In consequence, it became clear that their responses to Diet's Supplementary Resolutions are not appropriate and then suggest urgent necessity of the governmental initiative toward evolving the regulatory system on chemicals in Japan fundamentally.

**Keywords:** Revised Kashinhou, Diet's Supplementary Resolutions, Democratic Party of Japan, Integrated Chemicals Management, International Agreements

## はじめに

民主党は、2009年5月の化学物質審査規制法(化審法)の改正時の国会附帯決議などに対応するため、2011年4月に政策調査会に新たに「化学物質政策プロジェクト・チーム」(民主党PTと略称)を立ち上げた。そして6月16日の会合において「化学物質対策の今後の方向性と具体的な戦略」および「化学物質対策基本法(仮称)骨子案」をまとめて各方面の意見・助言を求め、それ以降これに関して以下の資料を公開した。

- 1) 化学物質対策基本法案(仮称)に対する意見・要望の概要 7月14日
- 2) 化学物質対策基本法案(仮称)に対する各省意見・要望の概要 8月4日
- 3) 経済産業省、経済産業省の附帯決議への取組状況について 8月25日
- 4) 経済産業省、改正化審法の附帯決議の進捗状況について 9月2日

民主党のこうした明白かつ積極的な取組みに対して、他の関連機関の対応、とりわけ附帯決議の受け手である政府の動きは、附帯決議の策定後既に2年以上が経過しているにもかかわらず甚だ鈍く、民主党PTがまとめた上記資料2)の各省の意見・要望および経済産業省が民主党PTの求めに応じて提出した資料3)や資料4)によって間接的に知りうる状況に留まっている。

この報文においては、化審法改正時の附帯決議事項への対応の最も望ましいあり方を最初に指摘する。そして民主党PTが提示した化学物質対策基本法(仮称)骨子案に対する包括的な意見と化学物質対策の今後の方向性に掲げる個別事項への対策について論考し、最後に関係省庁、とりわけ経済産業省の国会附帯決議への対応に対する包括的な意見と個々の決議事項への取組みの疑問点などについて、経済産業省が8月4日に公表した化学物質審議会の説明資料も参照しながら検証する。なお、民主党PTが公表した資料の概要やそれらの分析資料については、化学生物総合管理学会HPの「論議の輪」欄への投稿(化学生物総合管理学会HP, 2011)、化学生物総合管理学会の第8回学術総会予稿集および日本リスク研究学会2011年度第24回年次大会講演論文集を参照されたい(化学生物総合管理学会, 2011; 日本リスク研究学会, 2011)。

### 1. 化学物質管理対策として最も重要な日本の課題

2009年5月の化審法改正時の国会附帯決議は所管省庁だけでは対処できない内容を含んでいる。それは化審法という特定化学物質の指定とその規制措置を本旨とする取締法的な法律の枠内では対処しえない課題を掲げて政府に対応を求めた。それゆえ、国会附帯決議事項への対応を検討する場合、優先的に取り組むべき決議事項は何であるかを政府として明確にして臨む必要がある。またその際に蔑ろにすべきでない課題として関連する国際合意への対応がある。

これらの課題への対応のあり方については度々公表しているが、それらの要点を示すと以下のとおりである(星川ら, 2009a, 2009b)。

#### (1) 化審法改正時の国会附帯決議事項への対応

2009年5月の化審法改正時の国会附帯決議事項の中で化学物質管理対策の今後の方向性として特に重視すべき事項は、既報で示した表1の事項で下線を付した①総合的、統一的な法制度および行政組織のあり方の検討、②省庁の連携・協力と情報共有の強化および③多様な主体を参加させる等の体制の整備である(星川他, 2009a)。それらはいずれも社会で取り扱われる化学物質の包括的な管理に関する制度的ないし組織的な検討課題で、しかも化審法のみで対処して達成できる課題ではない。

それらの事項、つまり、表1の1、3および4項に着目した場合、それぞれの決議事項の規定から読み取れる特に実現が望まれる要件は表2のように整理することができる(付表1参照)。言い換えると、国会附帯決議に対処する方策のあり方の検討においては、表2に示すそれぞれの要件がどの程度実現できるかに基づいて具体的な方策の妥当性を判断する必要がある。

しかしこうした点について、民主党PTが提示した基本法骨子案は方向性が明確でなく、また

後述する経済産業省が提示した附帯決議事項への対応ではこのような視点での検討は全く示されていない。

**表 1 包括的な化学物質管理の導入に係る国会附帯決議事項**

1. 総合的、統一的な法制度および行政組織のあり方の検討 (衆 9、参 8、12) 2. 国際合意を遵守する国の責任と具体的な作業スケジュールの明確化 (衆 1、参 1) 3. 省庁の連携・協力と情報共有の強化 (衆 9、参 1) 4. 多様な主体を参加させる等の体制の整備 (衆 3、参 5) 5. 人材の育成、研究機関の充実ならびに大学・大学院における専門家育成と学校教育の教育内容の見直し (衆 7、参 7)
---

註：カッコ内の衆 9、参 8 等は衆議院又は参議院の附帯決議番号。

**表 2 国会附帯決議の主要事項に関連して特に実現が望まれる要件**

1. 総合的、統一的な法制度および行政組織のあり方の検討 (衆 9、参 8、12) 1) 関係省庁間の連携を図ること 2) 事業者の負担の軽減に資すること 3) 消費者の化学物質に関する理解の促進に資すること 4) 化学物質管理が多くの法律に基づき行われている仕組みを国民の目から分かりやすく改善すること 5) 基本理念を定めること 6) 関係者の責務および役割を明らかにすること 7) 施策の基本事項を定めること 8) 政府の施策全体に予防的取組方法を採用するため統一的なガイドラインを策定すること
3. 省庁の連携・協力と情報共有の強化 (衆 9、参 1) 1) 化学物質に関する総合的、統一的な法制度等のあり方について検討すること 2) 2020 年までに達成するという国際合意を遵守するためにはサプライチェーンの川上のみならず、流通、使用、処分、廃棄等を含めたライフサイクル全体に及ぶ適正な管理が必要であること 3) 国民全体の理解を得て化学物質のリスク評価を確実に進め、管理について万全を期すこと
4. 多様な主体を参加させる等の体制の整備 (衆 3、参 5) 1) 化学物質のリスク評価に当たって評価計画、評価結果等を公開すること 2) 評価の審査等には多様な主体を参加させる等の体制を整備すること 3) 政府の行ったリスク評価の妥当性を審査する外部委員会 (又は外部機関) を用いること

註：下線は著者が強調のために記入、以下の図表において同様。

## (2) 化学物質の適正管理に係る度重なる国際合意への対応

政府は化審法改正の必要性として WSSD (持続可能な発展世界首脳会議) 実施計画第 23 項の 2020 年目標の達成に言及した。そうであるからには、その国際合意がその 20 年前の 1992 年 6 月に開催された UNCED (国連環境開発会議) で合意されたアジェンダ 21 第 19 章に基づく化学物質総合管理に係る国際協調活動の進展によって実現したこと、さらには 2006 年 2 月の ICCM (国際化学物質管理会議) で合意された SAICM (国際化学物質管理の戦略的取組み) の実施と密接に関連する一連の国際合意であることを認識して対応することこそが政府の責務である。このことは表 3 に示す WSSD 実施計画第 23 項の全文を見れば明らかである。政府が化審法改正で言及した 2020 年目標とは、第 23 項の『』で括った部分の意識的かつ不適切な引用にすぎず、国際的に容認されうる対応ではない。

化学物質が国際的に活発に取引されることに留意して、ハザード評価やリスク評価の手順やリスク管理の手続きは、長年にわたる国際的かつ科学的な論議を経て体系的かつ総合的に構築されてきた。それゆえ現在において、世界的に整合した透明性の高い化学物質総合管理の枠組みが産業界や消費者にとって最も望ましい化学物質管理の枠組みであることは指摘するまでもない。言い換えれば、OECD (経済協力開発機構) がそのために 1970 年代から取り組んできた化学物質総合管理に係る精力的な国際協調活動とその後の進展に対して政府として真摯に対応する必要がある。

表 3 WSSD 実施計画第 23 項の全文

<p><b>WSSD 実施計画 III. 持続可能でない消費および生産の変革</b></p> <p>23. 持続可能な発展および人の健康と環境の保護のため、ライフサイクルにわたる化学物質と有害廃棄物の適正管理に対してアジェンダ 21 によって進展している公約を更新する。そして、とりわけ、『透明な科学に基づくリスク評価の手続きと科学に基づくリスク管理の手続きを用い、かつ、環境と開発に関するリオ宣言に定められた予防的取組みを考慮しつつ、人の健康および環境への著しい悪影響を最小にする方法で化学物質を使用し生産することを 2020 年までに達成すること』を目指す。</p> <p>また、技術的および資金的援助の提供により、途上国が化学物質および有害廃棄物の適正管理のための管理能力を強化することを支援する。</p> <p>これにはすべてのレベルにおける以下の行動 (*全部で 7 項目を特掲) が含まれる。</p> <p>a) ロッテルダム PIC 条約とストックホルム POP 条約の批准・実施の促進</p> <p>b) IFCS (化学物質安全政府間フォーラム) が採択した「2000 年以降の優先実施計画」等に基づく SAICM の策定</p> <p>c) 化学物質の分類・表示に関する世界調和システム (GHS) の 2008 年完全実施</p>
--

さらに、OECD が 1970 年代から取り組んできた化学物質総合管理に係る活動の成果は、OECD 理事会の度重なる決議によって加盟国に実施が要請され、その後 UNCED のアジェンダ 21 第 19 章、WSSD の実施計画第 23 項、さらには ICCM の SAICM など化学物質管理の適正化を目指す数々の国際合意に引き継がれてきた。そして米国、欧州、カナダ、オーストラリアのみならず、最近では台湾、韓国、中国を含めてこれを踏まえた対応を進めており、今や世界の趨勢となっていることに留意する必要がある。参考までに、OECD が初期に採択した「化学物質の潜在的環境影響の評価に関する勧告 [C(74)215]」および「化学物質の人および環境への影響を予測する手続きと要件の指針に関する勧告 [C(77)97]」の 2 つの理事会決議で示した化学物質総合管理の主な要件は表 4 のとおりである (OECD, 1974, 1977)。

表 4 OECD が 1970 年代に確立した化学物質総合管理の主な要件

<ol style="list-style-type: none"><li>① 化学物質および化学製品について輸入、生産および販売の統計データを整備する。</li><li>② 化学物質の上市前に、人および環境に対するハザードを包括的に評価する。</li><li>③ 化学物質管理には複数の省庁が関係している。そのため、新たな評価手続き等を設定する際には、関係省庁間の調整を図り、統合的アプローチを採用する。</li><li>④ 化学物質リスク評価の合理的な実施手続きとして、最初にスクリーニング評価 (労働者、消費者、一般市民、環境生物) を行い、詳細評価の対象となる物質を選別する段階的取組みを採用する。</li><li>⑤ 化学物質の人および環境に対する潜在的影響の判定に必要なデータの創出と評価の責務は、産業の管理責任の一部とする。</li><li>⑥ 各国が保有する評価データおよび審査結果の受容性を高め、国家間の相互受入れを可能とする。</li></ol>
---

日本においてはこのような要件に準拠した法定の化学物質総合管理制度は、2009 年 5 月の化

審法の改正にもかかわらず未だに整備されていない。こうした点についても民主党 PT の基本法骨子案は方向性が明確でなく、また後述する経済産業省が提示した附帯決議事項への対応ではこのような視点での検討は全く示されていない。

## 2. 民主党 PT が提示した今後の方向性と基本法骨子案の検証

### (1) 包括的な検証

民主党の国会附帯決議に対する積極的な取組みは、他の機関の対応に比べて高く評価されるものではある。しかし民主党 PT が提示した化学物質対策基本法（仮称）骨子案は、OECD が確立した表 4 の化学物質総合管理の要件を満たしておらず、日本の環境基本法の規定事項と比較すると明らかなように化学物質の「環境」面の「規制」対策に偏っているように読み取れる点で不十分かつ不適切である。この「環境」面への偏りは、OECD が確立した化学物質総合管理の要件を満たす一つの法律案として 2007 年に公表した化学物質の総合管理に関する法律（仮称）骨子案の規定事項と対比すればさらに明瞭になる（付表 2 参照；星川他, 2007）。

国会附帯決議の最も重要な事項が「総合的、統一的な法制度および行政組織のあり方の検討」であり、また、一連の国際協調活動における国際合意が化学物質総合管理の世界的実現を目指しているにもかかわらず、民主党 PT の基本法骨子案はそれらに適合する化学物質の評価管理の総合的かつ統一的な法制度や一元的な行政組織の実現を必ずしも目指していないようである。

日本の分散分立した各行政機関や専門機関の能力は欧米の水準に比べてあまりに低い。化学物質総合管理の考え方をもとに化学物質のもたらすリスクを包括的に管理する国際的に整合した法律体系を構築し、さらに、一元的な行政機関と総合的な評価機関を構築することこそが、国民の健康と環境を守る上で憂慮に堪えない現状を改善する第一歩であり、かつ、産業の国際競争力の向上に資する化学物質管理政策ともなりうる唯一の道筋である。

### (2) 民主党 PT が掲げる個別の課題に対する意見

民主党 PT が提示した検討の方向性は、1)縦割り行政の弊害の改善、2)子ども・胎児等への影響の未然防止、3)公平な立場での行政による対応の確保など 6 項目で、それらの実現に向けて提示した戦略（方策）は、1)国民の健康と環境を守るための包括的な制度の確立、2) 基本理念の明確化と基本計画の策定、3)様々な主体の連携・協力による効果的な対策の推進など 5 項目であった。それらには検討の方向性として賛同しうるものもあるが、それを実現するためには、より根本的な施策や方策によって変革する必要がある。「総合的、統一的な法制度および行政組織」の実現を目指すうえでとりわけ重要な事項として以下の 3 点を指摘する。

#### 1) 縦割り行政の弊害と隙間問題の抜本的な解決

民主党 PT は縦割り規制行政の弊害を改善するためには化学物質に曝露される国民の側に立った「健康と環境を守る」視点からの法制度が必要であることを指摘している。その視点も改善策に必要なではあるが、隙間問題の原因は分立分散した規制法群のもとでの縦割り行政そのものにある。

これに対して OECD が 1970 年代に化学物質の総合管理、つまり、化学物質の健康と環境に対する影響について一元的なハザード評価と包括的な初期リスク評価を内容とする総合的な評価管理制度の必要性を強調したのは、正に縦割りの規制法群がもたらす「隙間問題」を抜本的に解消する仕組みとしてであった。それゆえ縦割り規制行政の抜本的な改善には化学物質総合管理への変革が最も望ましく、かつ、不可欠である。

1973 年に制定された日本の化審法は、その当時国際的な協調的取組みが目指した総合管理の方向に背を向けて旧来の縦割り規制法をさらに一つ追加したに過ぎない措置であった。こうした点に関して民主党 PT が提示した基本法骨子案は方向性が明確でなく、また後述する経済産業省が提示した附帯決議事項への対応も化審法の枠組みを一歩も出しておらず、このような視点

での検討は全く示されていない。

## 2) 包括的管理の実効性の確保による縦割り行政の弊害の改善

縦割り行政の弊害を解決する「包括的な管理」の実効性を確保するためには、包括的なハザード評価と初期リスク評価の一元的な実施体制を整備することに加えて、それぞれのリスク管理分野に係る関連規制法の法目的や関連規制官庁の任務・事務を定める現行規定を全体的に見直す必要がある。基本法を制定しても縦割り規制行政を現状のまま残して単に括るのみでは何の実効性も期待できない。こうした点について民主党 PT の基本法骨子案は方向性が明確でなく、また後述する経済産業省が提示した附帯決議事項への対応でもこのような視点での検討は全く示されていない。

## 3) 公平な立場の行政機関の確保

民主党 PT が公平な立場での行政機関による対応で指摘する「リスク管理に携わる行政機関に対するチェック&バランスの原則」は、民主主義的統治システムの基本原則である。それゆえ産業育成を任務とする行政機関が国民の健康や環境の保全に係る任務を併任するような現状は、化学物質管理対策は言うに及ばず、全般的に見直して早急に改める必要がある。こうした点について民主党 PT の基本法骨子案は方向性が明確でなく、また後述する経済産業省が提示した附帯決議事項への対応でもこのような視点での検討は全く示されていない。

なお、審議会を含む行政機関や評価機関においてその任に当たる者の人的資金的中立性の確保や情報公開の徹底による透明性の向上が公正な立場の行政機関の確保のために必須であることは現行制度においてさえも論をまたない。

### (3) 「基本法」という選択肢の実効性に対する疑問

化学物質管理対策に関して現時点で最も重要な課題は、既に指摘したように、国内的には2009年5月の化審法改正時に両議院が決議した附帯決議事項への対応であり、そして国際的な視点に立てば、度重なる国際合意に誠実に対応することである。とりわけ1970年代のOECDの理事会決議への対応とそれを継承するWSSDの実実施計画に基づく化学物質総合管理に係る2020年目標への対応策については政府として具体的に特定する必要がある。そして、これら両面への対応に不可欠な対応策を実効的に具現するための法形式は、「基本法」という理念法で良いのか、それとも新たな実体法が必要であるのか、いずれの法形式が適切であるかについて論議しておく必要がある。

国際協調の重要性に対する日本政府の認識の希薄さは、例えば、化学物質管理の現状分析のためのナショナル・プロフィールの策定、化学物質の分類・表示に関する世界調和システム(GHS)の包括的な適用、SAICM世界行動計画に対応する国内実施計画の策定などの化学物質管理に係る国際会議で合意された事項に対する不作為や不十分かつ甚だ遅い対応に繰り返されている。つまり、いずれの問題も法定の社会的管理システムに係る課題としてそれぞれ一体的に取り組むことが国際的に求められ、しかもそれが国内的に最も効率的であるにもかかわらず、関係各省は縦割り規制行政の下で国際会議に参加し、縦割り規制行政のそれぞれの枠内で対応することに終始し、既存の法規制を抜本的に見直さない方針の下で分散的に対処してきた。しかもこうした点について公開の場で十分に論議してこなかった。こうした点が国際競争力上も大きな足枷となっている。

一方2007年6月に施行されたEUのREACH規則の場合には、WSSD実施計画の2020年目標の達成を規則の前文に明白に規定し、その達成状況を内外に実証的に示す方策として、個々の事業者が規則に基づいて当局に提出する取扱物質の評価管理に係る情報を企業の機密情報を一部保護する措置を講じる可能性を残しつつも原則そのまま公開することまで行っている。このことは化学物質管理の第一義的責任が事業者をはじめとする化学物質を取り扱う当事者にあ

ることを考えれば当然の措置であるが、そうした実際的な管理データに市民がだれでもアクセスできることが化学物質の管理状況に対する市民や消費者の安心感や信頼感の源泉となり、ひいては関連産業の国際競争力の向上に資することにも繋がる。

こうしたことを視野に入れ、日本の市民や消費者が期待する実効的な化学物質総合管理法制の実現を目指す場合には、縦割り規制行政の制約を残したまま、その上に「基本法」という理念法の傘をかける法形式でなく、化学物質総合管理に必要な諸々の制度や手続きを具体的に定める実体法を制定する方向で対処する必要がある。REACH 規則も TSCA も正に化学物質総合管理を社会において遂行するための実体法である。

それゆえ、国際的に整合性のとれた化学物質総合管理を実現するための実体法の一つの案として、2007 年の化学生物総合管理誌に「化学物質の総合管理に関する法律（仮称、「化学物質総合管理法」と略称する）」の骨子案を公表している（星川ら、2007）。

### 3. 関係省庁が示した国会附帯決議への対応の検証

関係省庁の国会附帯決議への対応を示す資料は、前述したように民主党 PT が公表した 2 つの資料および経済産業省が別途公表した化学物質審議会のパワーポイント版説明資料に限られている。それゆえ、関係省庁の国会附帯決議への対応をこれらの資料に基づいて推測することとするが、なかでも民主党 PT が公表した資料 4) は、民主党 PT 座長が繰り返し経済産業省に要請して提出させたもので、個々の附帯決議事項に対する対応の現状を詳細に記述しており、同省の国会附帯決議に対する取組みの実態を窺い知りうる貴重な資料である。

以下においては、関係省庁の国会附帯決議への対応の包括的な検証を資料 2) に基づいて行い、次いで経済産業省の個々の決議事項への取組みの分析および検証を資料 4) および化学物質審議会資料に基づいて行う。

#### (1) 関係省庁の対応の包括的な検証

民主党 PT が提示した基本法骨子案に対する関係行政機関の意見等は資料 2) に全体として示されている。そこで資料 2) について各省の意見等を整理したところ、件数が多いのは「意見提出の留保」と「既存法規等との整合性確保の主張」であった。前者について言えば、基本法骨子案の提示が 2 年以上前の国会附帯決議への対応であることを考えると、この結果は関係省庁の多くがこの 2 年間以上にわたって附帯決議に対して具体的検討を殆ど行っていない不作為に満ちた現実を反映している。また後者については、既存の規制法群を何ら改変しないことを前提にした対応であり、国会附帯決議の本旨に悖る対応といわざるを得ない。そうした中で、新たな「基本法」の制定に対する疑問を明示的に指摘する意見もあった。それは付表 3 に示す経済産業省の意見であるが、それらの意見も国会附帯決議への対応について具体的に検討した結果であると言えるような内容のものではない。

ましてや経済産業省の「現行法の運用の不断の強化や各省連携の推進などにより化学物質管理の改善は可能であり、規制強化を目的とする新たな基本法は必要な状況でない」とか、「現在の化審法は SAICM の達成に向け国際整合の取れたもの、その上で屋上屋となる規制を課すと過剰規制となる懸念」というような一見当り前なようで意味不明の意見は、そもそも縦割り行政の弊害や化審法改正の限界を認識してその是正のために国会において附帯決議が策定されたことに対する理解も配慮も全くない一面的な意見で、最も重要な附帯決議事項である法制度や行政組織の在り方の検討などを放置してきたことの言い逃れに過ぎないと解釈せざるを得ない。

このような状況において政府が早急に取り組むべきことは、国会附帯決議への対応について透明性を確保した体制を整え、関係者を幅広く招集して対応の方向性と取り組むべき課題の優先順位を明確にし、そして国際合意の誠実な履行にも留意しつつ、現行の取締法的で縦割りの法制度や行政組織のあり方を整理統合して透明性の向上と当事者の負担軽減を実現し、国際的な競争力の向上に資する方向で対処することである。



## (2) 個別課題に対する意見

経済産業省の附帯決議事項への対応に関する資料は、民主党 PT が公開した前掲の資料 4)のほかに、8月4日に経済産業省が公開した化学物質審議会の説明資料がある。その資料は公開の前日に開催した化学物質審議会の2011年度第1回会合の主議題である「化学物質管理政策に関する今後の課題」の説明で経済産業省が使用したパワーポイント版の2件の資料で、それぞれ以下の表題が付いている。

- ・資料 4-3 「化審法 47 条通知等による省庁連携の推進について」
- ・資料 4-4 「化学物質管理に関するアジア展開について」

それらのうち前掲の資料 4)には、個々の附帯決議事項に対する対応の現況が「実施済」、「実施中」、「実施中（一部他省庁）」または「検討中」に区分されている。そこでその区分に従って附帯決議事項への取組みを整理し、実態があるのであれば当然記載すべきである課題について具体的に内容を記述していないなどの疑問点を拾い出して付表 4 に示した。その結果は実際には実施されていないと推測される課題を含んでいても、「実施済」や「実施中」の区分への分類が行われるなど極めて曖昧かつ安易なものであることを明白に示している。

以下においては、特に重要な個別課題として、改正化審法第 47 条の運用方針等および付表 4 において経済産業省が具体的に内容を記述していない特に重要な課題を取り上げ、それらの疑問点や問題点を検証する。

### 1) 改正化審法第 47 条の運用方針等

経済産業省は化審法改正で新たに導入した第 47 条（通知）の規定に関連させて化学物質関係全体の運用改善に取り組む方針を立て、新たに「化学物質関係法令連携推進会議（仮称）」を設置するという構想を化学物質審議会の説明資料その他において提示している。その構想は化学物質審議会の説明資料によると表 5 のようであるが、運用方針にしても通知の基準にしても、多くの疑問点を指摘せざるを得ない。

表 5 化審法第 47 条に基づく情報等通知の運用方針等

<p><b>化審法第 47 条（通知）の規定：</b>厚生労働大臣、経済産業大臣又は環境大臣は、この法律に基づいて化学物質の性状等に関する知見等を得た場合において、<u>当該化学物質に関する他の法律に基づく措置に資するため、必要に応じ、当該他の法律の施行に関する事務を所管する大臣に対し、当該知見等の内容を通知するものとする。</u></p>
<p><b>運用方針：</b>化審法で得られた有害性情報等は、今後広く公表していく方針。また、他の関係法令にとっても重要と考えられる有害性情報については、用途情報等と合わせて他の省庁へ通知を行うことで、化審法の観点にない労働者や消費者の直接曝露へのリスクを最小化すること等にも活用する。</p> <p><b>通知の基準：</b>化審法や GHS で重視している CMR（発がん性・変異原性・生殖発生毒性）がヒトで判明しているなど有害性が明らかであり、<u>化審法に基づいて得られる用途情報から見て他法令で管理・規制の対象となり得ると考えられる化学物質について行う。</u></p> <p><b>通知する情報：</b></p> <p>化学物質の 1) 性状に関する情報（有害性情報等）                  2) 曝露に関する情報（製造数量、輸入数量、用途情報） 等</p> <p><b>その他・</b>他法律担当省庁・部署と情報の共有・活用を目的とした、<u>化学物質関係法令連携推進会議(仮称)を開催する。</u></p> <p>・47 条に基づく通知の運用方針については、今後十分検討を行う。</p>



例えば運用方針に関しては、「化審法で得られた有害性情報等は今後広く公表していく方針」を掲げているが、有害性情報等の公表の必要性は 1980 年代から適正な化学物質管理の常識であり、これまでの化審法の運用が時代遅れであったことを自省しているにすぎない。しかもリスク評価で用いる用途情報も含めて経済産業省が真に公表を速やかに行うようにすれば、他の省庁も公開情報を自由に閲覧できるので、改めて経済産業省が他の省庁に通知するのは無意味かつ無駄な行為にすぎない。

また通知の基準に関しては、「CMR がヒトで判明しているなど有害性が明らかであり、化審法に基づいて得られる用途情報から見て他法令で管理・規制の対象となり得る化学物質」について行うとあるが、そのような化学物質に関するどのような情報を通知するのかの具体的な記述が見当たらないため、この記述の意味は理解しがたい。例えば、CMR がヒトで判明しているなど有害性が明瞭な化学物質であれば、他の関係省庁もそれぞれ所掌する法律に関する用途や取扱いについて当然調べているはずである。そのような有害物質について新たな知見を経済産業省からの通知を受けるまで知らなかったとすれば、そのこと自体が関係省庁の怠慢に当たるといわざるを得ないであろう。そもそも CMR などの特定の化学物質に限定していること自体が国際的な観点からみれば不十分であり、新たな隙間問題を引き起こす誘因になりかねない。

さらにこの構想の問題点を指摘すれば、改正化審法に新設された情報の通知にすぎない第 47 条の規定の枠を拡張解釈して化学物質関係全体の運用の改善を目指す方針の下に「化学物質関係法令連携推進会議」と称する関係行政機関の協議体を設置することである。このような協議体を縦割り規制行政の下で設置しても実効性が発揮できないことは、アスベスト問題への対応として 2005 年 9 月に設置された「有害化学物質関係省庁連絡会議」が全く開催されなかった事例でも実証されている。さらには、そのような化学物質関係全体の運用の改善を目指す非公開の協議体を法律の裏付けのない状態で設置する意図は、化学物質総合管理法制への変革を回避する便法としてであって不適當であるだけでなく、「市民の利害関係に関わる社会システムは法律で規定するという法治国家の理念」に則っていないという疑念を拭いきれない。

なおこの構想は、2008 年 12 月の化審法見直し合同委員会答申には全く記載されておらず、また、化審法改正案の国会審議過程で国会に提示されておれば附帯決議の表現に反映したはずであるが、附帯決議にはそれに関連する記述は見当たらない。いずれにしても、個別規制法の一つにすぎない化審法の下で得られる情報は、化学物質総合管理の観点からみれば不十分であり、その情報を通知したとしても隙間問題の解決などに十分な効果は期待できない。

## 2) 経済産業省が具体的に記述していない個別課題の問題

国会附帯決議の重要な事項でありながら付表 4 において経済産業省が具体的な記述を避けた課題が数多くある。そのような欠落している課題には、「2020 年を期限とする国際合意に係る政府の責任と作業スケジュールの明確化」、「化審法に基づく化学物質管理スキームの国際標準化」、「化審法の化学物質管理の在り方を国際的にも先進的にするための見直し」、「事業者の自主的な評価・管理のための低コストの評価手法の開発」、「人材育成の制度的・組織的な検討」などがある。

これらのなかで「化審法に基づく化学物質管理スキームの国際標準化」について、経済産業省は化学物質審議会資料において「化学物質管理に関するアジア展開について」と題してアジア・サステナブル・ケミカル・セーフティ構想を説明している。その構想は国会附帯決議に基づくことを明示した唯一ともいえる取組みで、資料 4) にも記述はあるが、化学物質審議会資料に基づいてその構想の問題点や疑問点について以下に検証する。

化学物質審議会資料によると、その構想の背景の一つは衆議院附帯決議第 1 項後半の「(略)・先進国間における情報の一元化等に努めるとともに、アジアをはじめとする関係各国ともその実施スキームの確立や登録情報の共有を図るなど、国際的な協調の下に対策を推進し、本法に基づく化学物質管理スキームが事実上の国際標準として受け入れられるよう努めること」であ

る。ただし、事実上の国際標準になりうると評価される「化審法に基づく化学物質管理スキーム」が具体的に何を指しているかは明らかにしておらず、その取組みを国民に伝える直接的な資料は見当たらない。化学物質審議会のパワーポイント版資料はその概要を図 1 のように記述している。

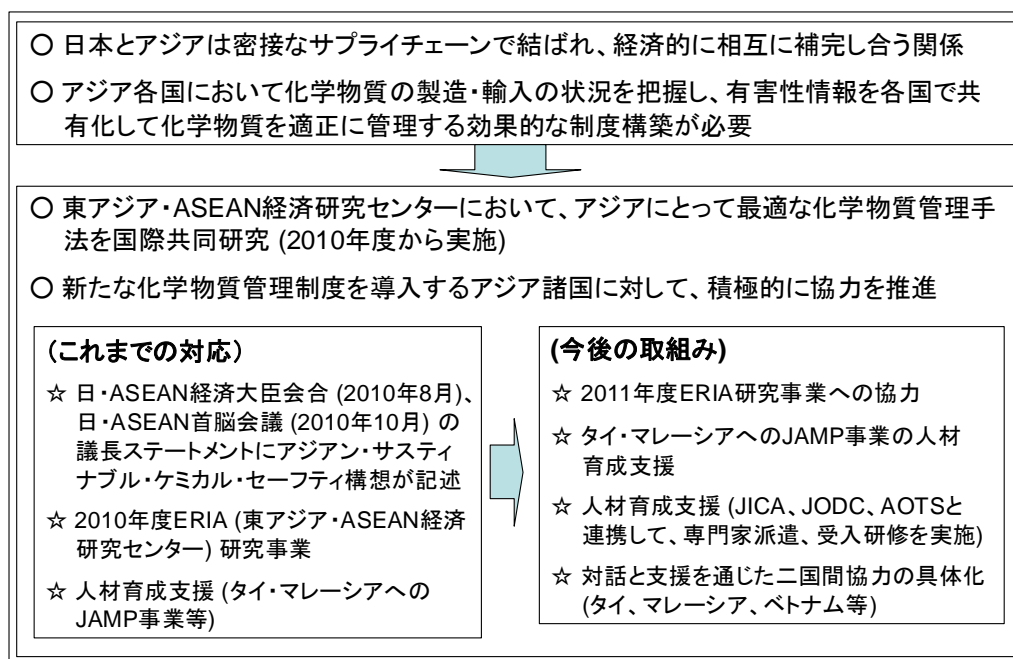


図 1 アジアン・サステイナブル・ケミカル・セーフティ構想 (概要)

しかし図 1 には、「化審法に基づく化学物質管理スキーム」を事実上のアジア標準にするための活動についての明示的な記述は見当たらない。今後の取組みにおいても ERIA (東アジア・ASEAN 経済研究センター) が行う「アジアにとって最適な化学物質管理手法」に係る共同研究への協力に留まっている。しかしこれに関する新聞報道は、「経済産業省は化審法をアジアの化学物質政策に移すことを模索したこともあるが、今回の AMEICC (日・ASEAN 経済産業協力委員会) では、東南アジアの施行体制を配慮したアジアン・サステイナブル・ケミカル・セーフティ構想を提示する。」(略)「このほか、一方的な押し付けでないアジアの状況に応じたりスク評価手法や安全性試験法の開発、整備を共同で推進する」と報じている (化工日, 2011、下線は著者記入)。つまり、その報道が実態を伝えているとすれば、経済産業省は「化審法に基づく化学物質管理スキームの国際標準化」という国会附帯決議への対応を今ではほぼ断念していると推測される。しかしこの取組みが国会附帯決議に基づいて始められたことを考えれば、これまでの取組みの経緯や計画変更の理由などを関係者および国民に説明する責務が経済産業省には残されている。

そもそも経済産業省は、このような活動をアジアで展開するに当たって UNITAR (国連研修調査研究所) の化学物質総合管理に係る国際的な支援活動のアジアにおける実態をどの程度認識していたのであろうか。日本の政府は化学物質総合管理の世界的普及に係るアジェンダ 21 や SAICM (国際化学物質管理の戦略的取組み) への対応を軽んじて従来の縦割り規制法体系に固執しているが、アジア諸国においては UNITAR がスイス政府の財政支援を得て、例えば、化学物質の分類・表示の世界調和システム (GHS) の実施、ナショナル・プロファイルの策定、改善計画の策定/SAICM の実施などについて表 6 に示すように数多くの国に対して長年にわたる支援活動を展開してきた。

経済産業省がアジアン・サステイナブル・ケミカル・セーフティ構想で積極的に働き掛けているタイおよびマレーシアは、表 6 で下線を付したように UNITAR の支援を多く受けている国

でもある。言い換えると、これらの国が化審法という特定化学物質を規制する取締法のスキームを受け入れるようになることは想定し難い。むしろデータベースや人材育成などの技術支援は受け入れても、化学物質管理については UNITAR の支援に基づき国際的により統合的な化学物質総合管理制度を指向するのではないかと推測する。

表6 アジェンダ 21 と SAICM に基づく UNITAR のアジアにおける支援活動の実績

プロジェクト	件数(地域)	アジアの国
分類・表示の世界調和システム (GHS)	28 (18)	ベトナム、ラオス、カンボジア、フィリピン、インドネシア、タイ、マレーシア、中国
水銀	8	モンゴル
ナショナル・プロファイル策定	41	インド、タイ、カンボジア、マレーシア
改善計画策定／SAICM実施	10 (1)	モンゴル、パキスタン
ストックホルム条約 (POPs)	61 (1)	ネパール、バングラデシュ、ラオス、カンボジア、モンゴル、タイ、パキスタン、北朝鮮
ロッテルダム条約 (PIC)	7	モンゴル
PRTR	12 (2)	ー
QSPF* (即時開始ファンド)によるSAICM実施活動	58	ネパール、カンボジア、北朝鮮、モンゴル、

(註) \* QSPF: Quick Start Programme Trust Fund

新聞が報道するように、化審法の化学物質規制スキームがアジアの標準として受け入れられないことが明らかになったとすれば、そのような状況において経済産業省が選択すべき方策は、その背景や理由を客観的かつ詳細に分析し、その結果を参考にして自らの化学物質規制体系をアジア諸国が受け入れやすい管理体系の方向に修正することである。そのような方向での対応こそが経済産業省のこの経験を生かす賢明な国際関係のあり方であると考えられる。すなわち、日本の複雑に分立分散した規制法群を世界が認める化学物質総合管理の体系に変革しない限り、「化審法に基づく化学物質管理スキーム」をアジア諸国に対して広めることは覚束ない。

## おわりに

この報文では化審法改正時の国会附帯決議への対応である二つの動きを検証した。一つは民主党の化学物質政策プロジェクト・チーム（民主党 PT）が提示した化学物質管理対策の今後の方向性とそれに基づく化学物質対策基本法（仮称）骨子案の検証であり、もう一つは民主党 PT の活動成果に対する関係省庁の応答と経済産業省の国会附帯決議に関わる取組みの検証である。

その結果、民主党 PT が提示した化学物質対策の今後の方向性については、縦割り規制行政の弊害の解消や公正な立場の行政機関の確保について十分に効果的な対策を講じておらず、また、基本法骨子案そのものも化学物質の「環境」面の「規制」対策に偏った内容で、日本の政府が直面している極めて重要な課題である化学物質総合管理法制への変革に係る国際合意への対応を指向するのに十分な内容になっていないことが明らかとなった。

また、関係省庁の民主党 PT の基本法骨子案に対する反応は、2年以上も前の化審法改正時の国会附帯決議への対応であるにもかかわらず、関係省庁の多くがこの2年間にわたって具体的な検討を殆ど行っていない不作為の実態を裏付けており、その中であってとりわけ経済産業省の対応が課題に対して極めて齟齬があることが明らかとなった。経済産業省のそうした取組みの例は、改正化審法第 47 条に関連させて化学物質関係全体の運用の改善を目指した化学物質関係法令連携推進会議（仮称）を設置する構想および改正化審法の化学物質規制スキームのア

ジアへの展開の動きである。しかし、そのような経済産業省の構想や取組みを検証して明らかになったことは、国会附帯決議が縦割り行政の弊害や改正化審法の限界を認識して策定されたという事実に配慮していない一面的な対応であることであった。

このような状況において日本政府に期待することは、もともとそれぞれの関係省庁では対処できない附帯決議事項への対応を個々の関係省庁に委ねたところに無理があることを認め、それを改めるために政府自らが全体として附帯決議に対処する透明性を確保した体制を整備することである。そして、関係者を幅広く招集して対応の方向性と取り組むべき課題の優先順位を明確に定め、現行の分立分散的な取締法的な縦割り法制度や行政組織のあり方を抜本的に整理統合して包括性と透明性の向上および当事者の負担軽減を実現し、かつ、国際的な競争力の向上に資する方向で対処することである。その一つの具体的な方策は図2に示すような化学物質総合管理法制への変革である(星川他, 2009b)。

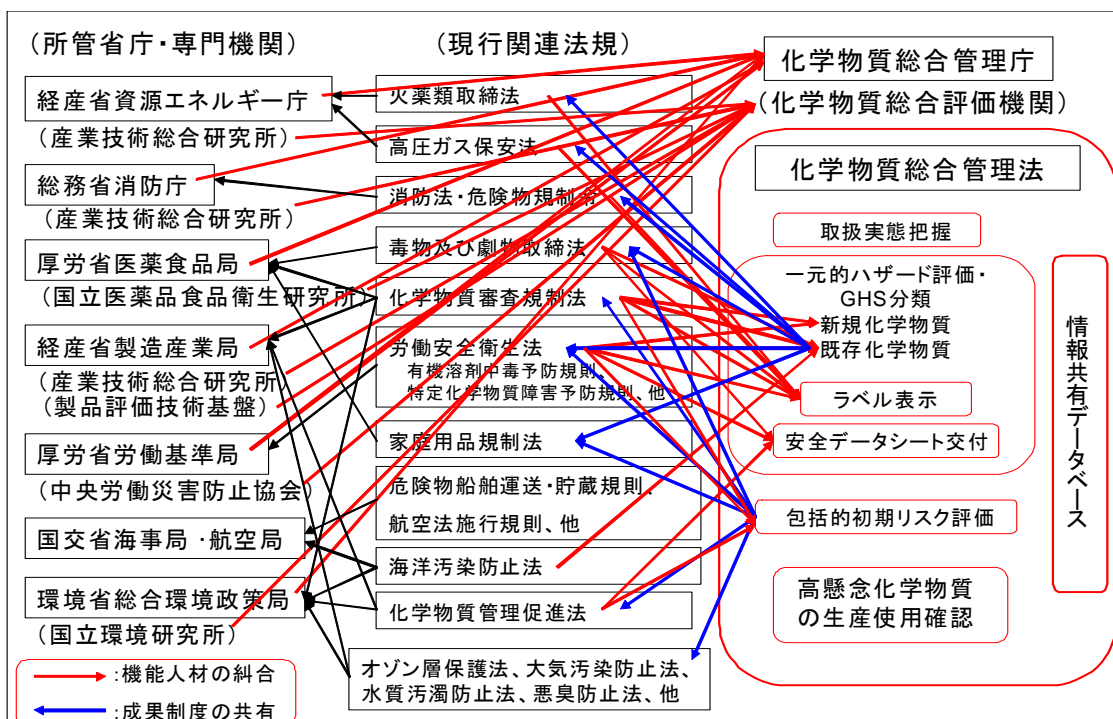


図2 化学物質総合管理法制への変革の一案

図2のように現在関係省庁に分立分散している化学物質総合管理に係る機能を一つの法律の下に整理統合する方向の変革であれば、経済産業省が民主党PTの提案に対して述べている「規制強化を目的とする基本法を制定すること」もなく、また、「屋上屋となる規制を課すこと」にもならない。そして法制度の運用の透明性や効率性が格段に向上し、健康の向上と環境の保全に資するのみならず、事業者の不必要にして無意味な負担の軽減にも寄与して国際的な競争力の向上にも資する化学物質総合管理法制を構築することができる。そしてやる気さえあれば、それはそれほど難しい課題ではない。

## あとがき

化審法改正時の国会附帯決議に対する民主党PTの取組みは8月の民主党の内閣・党役員改選の後に中断し、その後進展する気配はない。しかし国会附帯決議が明白に指摘したように、分散分立した現行の化学物質規制法群の刷新には「総合的、統一的な法制度および行政機関のあり方の検討」、「省庁の連携・協力と情報共有の強化」さらには「多様な主体を参加させる等

の体制の整備」が不可欠である。この機に政府がこの憂慮すべき現況を看過することなく、迅速かつ地道に検討に着手することを期待する。

**参考資料：**

1. OECD (1974): Recommendation of the Council on the Assessment of the Potential Environmental Effects of Chemicals [C(74)215] 14 Nov. 1974
2. OECD (1977): Recommendation of the Council establishing Guidelines in respect of Procedure and Requirements for Anticipating the Effects of Chemicals on Man and the Environment [C(77)97] 7 July 1977
3. UNITAR HP: Projects Database, Chemicals and Waste Management Programme (<http://www2.unitar.org/cwm/dbase/programme.aspx>)
4. 化学工業日報 (2011)：動き出す化学物質管理のアジア支援（社説） 2011.6.27
5. 化学生物総合管理学会 HP：「論議の輪」欄，民主党化学物質政策プロジェクト・チームがまとめた化学物質対策の今後の方向性と基本法骨子案等に関する見解，<http://www.cbims.net/ronginowa.html>
6. 化学生物総合管理学会 (2011)：民主党化学物質政策 PY の基本法骨子案の論点，第 8 回学術総会予稿集，135 頁 2011.9
7. 日本リスク研究学会 (2011)：改正化審法に関わる国会附帯決議への対応の検証と課題に関する考察，2011 年度第 4 回年次大会講演論文集，頁 2011.11
8. 星川欣孝，増田優 (2007)：化学物質総合管理による能力強化策に関する研究(その 6) - 化学物質総合管理法の骨子案と今後の課題 - ，化学生物総合管理，3(2)，117-144 (2007)
9. 星川欣孝，増田優 (2009a)：化学物質総合管理による能力強化策に関する研究 (その 9) - 国権の最高機関の決議に応える要諦は国際合意の誠実な履行 - ，化学生物総合管理，5(2)，152-172 (2009)
10. 星川欣孝，増田優 (2009b)：化学物質総合管理による能力強化策に関する研究 (その 10) - 化審法改正の問題点と国会附帯決議への対応の重点 - ，化学生物総合管理，5(2)，173-191 (2009)



### 付表1 衆参両議院の注目すべき附帯決議事項

<p><b>1. 総合的、統一的な法制度および行政組織のあり方の検討</b></p> <p>衆9：化学物質の適正な利用及び化学物質によるリスクの低減に関する長期的、計画的な施策を推進するに当たっては、関係省庁間の連携を図りつつ、事業者の負担の軽減及び消費者の化学物質に関する理解の促進に資するよう、化学物質に関する総合的、統一的な法制度等のあり方について検討を行うこと。</p> <p>参8：化学物質管理が多くの法律に基づきなされている仕組みが、国民の目から分かりにくいとの指摘を踏まえ、化学物質に関する<u>総合的・統一的な法制度の在り方</u>について検討を行うこと。</p> <p>参12：化学物質によるリスクの低減・削減に関する施策を長期的、総合的、計画的に推進するため、基本理念を定め関係者の責務及び役割を明らかにするとともに、施策の基本事項を定めるなど、化学物質に関する<u>総合的、統一的な法制度及び行政組織の在り方等</u>について検討を早急に進めること。また、化学物質管理に限らず、政府の施策全体に予防的取組方法を採用するために、統一的なガイドラインを早期に策定すること。</p>
<p><b>3. 省庁の連携・協力と情報共有の強化</b></p> <p>衆9：化学物質の適正な利用及び化学物質によるリスクの低減に関する長期的、計画的な施策を推進するに当たっては、関係省庁間の連携を図りつつ、事業者の負担の軽減及び消費者の化学物質に関する理解の促進に資するよう、化学物質に関する総合的、統一的な法制度等のあり方について検討を行うこと。</p> <p>参1：化学物質が人の健康と環境にもたらす悪影響を最小化する方法で使用・生産されることを2020年までに達成するという国際合意を遵守するためには、サプライチェーンの川上のみならず、流通、使用、処分、廃棄等を含めたライフサイクル全体に及ぶ適正な管理が必要であることから、化学物質の規制等を所管する<u>省庁の連携・協力と情報共有を一層強化</u>するとともに、関係する事業者のみならず、国民全体の理解を得て、化学物質のリスク評価を確実に進め、管理について万全を期すること。このため、今後の具体的なスケジュールを明らかにするとともに、調査研究や検査・監督に資する体制の整備や十分な予算を確保すること。</p>
<p><b>4. 多様な主体を参加させる等の体制の整備</b></p> <p>衆3：化学物質のリスク評価に当たっては、その透明性及び客観性を確保する観点から、評価計画、評価結果等を公開するとともに、評価の審査等には多様な主体を参加させる等の体制を整備すること。また、政府の行ったリスク評価の妥当性を審査する外部委員会を用いて行うこと。</p> <p>参5：化学物質のリスク評価に当たっては、その透明性及び客観性を確保する観点から、評価計画、評価結果等を公表するとともに、評価の審査等には<u>多様な主体を参加させる等の体制を整備</u>すること。また、政府の行った<u>リスク評価の妥当性の審査には外部機関</u>を活用すること。</p>

付表 2 民主党 PT の化学物質対策基本法と化学物質総合管理法の規定事項の比較

化学物質総合管理法には規定されないが、 化学物質対策基本法に規定される事項	化学物質対策基本法に規定されないが、 化学物質総合管理法に規定される事項
1. 法制上の措置 (1. 6) 項) 2. 包括的な視点からの基準の設定 (1. 8) 項) 3. 地方公共団体の施策 (3. 3) 項) 4. 監視等の中立・専門機関による実施 (3. 4) 項) 5. 化学物質環境安全委員会 (仮称) (3. 5) 項) 6. 化学物質による汚染・影響のメカニズム等の解明 (4. 1) 項) 7. 緊急の事態等への対応 (4. 2) 項) 8. 監視、試験研究等の推進と体制の整備 (4. 3) 項) 9. 化学物質による汚染の原状回復、拡大防止 (4. 4) 項) 10. 排出量等に関する情報の届出 (5. 3) 項) 11. 苦情・相談への対応、紛争解決の促進 (5. 4) 項) 12. 民間団体等の自主的な活動の促進 (6. 3) 項)	1. 定義等 (第 1 章、4. 項) 2. 指針等の整備 (第 1 章、5. 項) 3. 管理の標準的手順 (第 2 章) 4. 基本的管理制度 (第 3 章) 5. 一元的所管行政機関の設置 (第 4 章 1. 項) 6. 関係省庁間の協議・調整及び協働 (第 4 章、第 2 項) 7. 総合的評価機関 (第 4 章 3. 項) 8. 他の評価機関との連携 (第 4 章 4. 項) 9. 当事者の営業上の機密情報及び財産権の保護と補償 (第 5 章 1. 項)

付表 3 新たな「基本法」の制定等に対する疑問を指摘する各省の意見

各章の意見	著者の見解
<b>総論</b> ・環境中への有害物質排出量が過去 8 年間で 4 割程度の減少傾向にある等、 <u>本分野において更なる規制強化が必要な状況でない</u> (経産省) ・現行法の運用の不断の強化や各省連携の推進、自主管理の促進等により化学物質管理の改善が可能であり、 <u>化学物質全般にわたる規制強化を目的とする新たな基本法が必要な状況でない</u> (経産省)	・排出削減は化学物質総合管理のほんの一側面にすぎない。 ・それが可能でないと判断されたから附帯決議がある。
<b>関係行政機関の相互の密接な連携</b> ・シックハウス症候群、消費者用製品中の化学物質等の問題は、 <u>各省の個別法の運用改善で対応可能な仕組みとなっている</u> (経産省) ・改正化審法は各省連携を推進する規定を新設したので、本規定に基づき各省連携を推進し、 <u>化学物質関係全体の運用改善に取り組む方針</u> (経産省)	・それが機能しないと判断されたから附帯決議がある。 ・それが機能しないと判断されたから法制度や行政組織に対する附帯決議がある。
<b>国際的な規制</b> ・現在の化審法は SAICM の達成に向け国際整合の取れたもの、 <u>その上で屋上屋となる規制を課すと過剰規制となる懸念</u> (経産省)	・事実誤認に過ぎない。
<b>化学物質環境安全委員会 (仮称)</b> ・化審法における化学物質の審査は厚労・経産・環境の三省合同の審議会において専門家が科学的知見を基に中立的・専門的見地から適正に行っており、 <u>新たな「化学物質環境安全委員会」の設置は不要</u> (経産省)	・それは化審法の枠の中での狭い審議に過ぎない。また、合同でできるなら一体でやるのがより効率的である。



付表4 経済産業省の附帯決議への対応の現状と疑問点

附帯決議事項	対応の疑問点
<p><b>(実施済)</b>  <b>衆4.</b> 事業者への負担軽減および中小事業者への効果的な支援策の実施</p>	<p><b>衆4</b>の「<u>事業者の自主的な評価・管理のための低コストの評価手法の開発</u>、データ収集に係る作業の定量化等および中小企業が円滑に対応できるよう効果的な支援策」に関し実施済の内容の具体的な説明なし。</p>
<p><b>(実施中)</b>  <b>衆1.</b> 2020年目標の具体的スケジュールの明確化および国際協調の下での対策の推進  <b>参1.</b> ライフサイクル全体の適正管理の確保および国際的合意を遵守する具体的スケジュールの明確化  <b>参9.</b> 化審法の化学物質管理の在り方の国際先進性確保のための見直し  <b>参2.</b> 有害性調査指示の的確な実施、事業者への負担軽減および中小企業への効果的な支援策の実施等  <b>衆8 (参4).</b> 予防的視点に基づく厳格な曝露管理や代替化の促進  <b>参7.</b> 大学・大学院における専門人材の育成の検討および関連研究機関の拡充</p>	<p><b>衆1</b>の「2020年を期限とする国際合意に係る<u>政府の責任と作業スケジュールの明確化</u>、関係各国との実施スキームや登録情報の共有化および<u>本法の化学物質管理スキームの国際標準化</u>」に関し実施中の内容の具体的な説明なし。  <b>参1</b>の「2020年までに達成の国際合意を遵守するための今後の具体的なスケジュールの明確化」に関し実施中の内容の具体的な説明なし。  <b>参9</b>の「<u>化審法の化学物質管理の在り方を国際的にも先進的にするための見直し</u>」に関し実施中の内容の具体的な説明なし。  <b>参2</b>の「<u>事業者の自主的な評価・管理のための低コストの評価手法の開発</u>、データ収集に係る作業の定量化等および中小企業が円滑に対応できるよう効果的な支援策」に関し実施済および実施中の内容の具体的な説明なし。  <b>衆8 (参4)</b>に関する実施中の措置が予防的視点に基づくことを裏付ける説明がなく、さらには予防的取組みに関して<b>参12</b>の政府の施策全体に係る統一ガイドラインの策定が優先されるべきにも拘わらずその説明もない。  <b>参7</b>の人材育成と研究機関充実について<u>制度的・組織的な検討および実施</u>に関して実施中の内容の具体的な説明なし。</p>
<p><b>(実施中 (一部他省庁))</b>  <b>衆2.</b> 化学物質スクリーニング評価のため詳細曝露関連情報の事業者への提出要請および生態影響評価の手法確立  <b>衆5 (参3).</b> GHSに基づく表示、化学物質安全性情報等の事業者間共有および製品表示等の検討  <b>衆7.</b> 化学物質管理を担える人材の育成および研究機関の充実  <b>参10.</b> 動物試験代替法の開発・活用および3Rの有効な実施の促進</p>	<p><b>衆2</b>の「<u>胎児、乳幼児高齢者への直接曝露等</u>」の十分なスクリーニング評価のため詳細曝露関連情報の事業者への提出要請に関し実施中の内容の具体的な説明なし。  <b>衆5 (参3)</b>の「<u>消費者への理解の促進のための安全性情報の製品表示等</u>」に関し実施中の内容の具体的な説明なし。  <b>衆7</b>について<b>参7</b>と同様、<u>制度的・組織的な実施</u>中の内容の具体的な説明なし。  <b>参10</b>の「<u>動物試験削減のためのQSAR等の活用</u>に係る人材育成と不合理な動物実験の重複回避」に関し実施</p>

<p>参 11. 体内化学物質残留量の測定などモニタリングの実施と施策への活用</p>	<p>中の制度的事項の内容の具体的な説明なし。                  参 11. <u>バイオモニタリング</u>に関し実施中の内容の具体的な説明なし。</p>
<p>(検討中)                  衆 3 (参 5). リスク評価・審査等への多様な主体の参加体制の整備およびリスク評価の審査における外部委員会(外部機関)の活用                  参 8. 化学物質に関する総合的・統一的な法制度の在り方の検討                  衆 9. 化学物質に関する総合的、統一的な法制度等のあり方の検討                  参 12. 化学物質に関する総合的、統一的な法制度と行政組織の在り方等の検討および<u>予防的取組方法のガイドライン策定</u></p>	<p>衆 3 (参 5) の「多様な主体の参加体制の整備とリスク評価を審査する外部委員会(または外部機関)の利用」についても、参 8、衆 9 および参 12 の「<u>総合的・統一的な法制度と行政組織のあり方の検討</u>」についても、改正化審法の運用体制が整備された後に、必要であれば、関係省庁間で連携して取り組む課題と位置付けているだけで、検討中の内容の具体的な説明が全くない。化審法が成立して既に 2 年以上経過したにもかかわらず、今なお改正化審法の運用体制の整備のみに関わっている状況は不作為の謗りを免れ得ない。</p> <p>なお、前者の衆 3 (参 5) は改正化審法の運用体制の中に取り入れるべき事項であり、後者の参 8、衆 9 および参 12 は化審法のみで対処できる事項でなく、政府が一体となって附帯決議への対応として検討するべき事項である。そのことを考えると、この回答は衆 3 (参 5) や参 8、衆 9、参 12 などの意味を理解していない的外れな回答であると判断せざるを得ない。</p> <p>また、政府全体に適用する予防的取組方法の統一的ガイドラインの策定について検討内容の具体的な説明なし。</p>